

[保育課関係]

1. 待機児童解消に向けた取組について

平成21年4月時点における保育所入所待機児童数は2年続けて増加し、前年同月に比べて5,834人増の2万5,384人となった。

このような状況で、待機児童の解消を加速させるため、平成20年度から平成22年度において集中重点的に保育サービスを量的に拡充するとともに、家庭的保育事業など地域の実情等に応じた保育の提供手段の多様化を図るため、安心こども基金の創設など、待機児童解消の取組を実施しているところである。

また、「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）では、待機児童の8割を占める3歳未満児の公的保育サービスの利用割合について、平成21年度末には対象児童の24%、潜在的な保育需要を合わせると、平成29年度には44%に達すると見込まれることから、女性の就業率が段階的に上昇することを勘案し、平成26年度までに35%の保育サービス提供割合を目指し、潜在需要にも対応した待機児童の解消を図ることとしている。

各地方公共団体においては、それぞれの地域における保育ニーズを的確に把握し、計画的なサービス提供体制の整備に努められたい。

特に、待機児童が50人以上で、児童福祉法に基づき保育の実施の事業等の供給体制の確保に関する計画を策定することが義務づけられている市区町村（特定市区町村）においては、毎年少なくとも1回は当該計画に定めた事業の実施状況を公表し、保育所整備の他、家庭的保育等の施策を積極的に活用するなど、地域における保育ニーズに応えることができるよう積極的な取組をされるよう推進をお願いしたい。また、特定都道府県においては都道府県保育計画の実施状況を毎年少なくとも1回は公表し、特定市区町村に対し必要な助言を行うなどの援助に努められたい。

なお、民間保育所の施設整備については、平成20年度第2次補正予算及び平成21年度第1次補正予算により設置した安心こども基金によってその推進を図っているところであり、さらに平成21年度第2次補正予算において安心こども基金に200億円の積み増しを行い、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館等）を活用した小規模な認可保育所の分園等の設置促進を図ることとしているので、より一層積極的な取組をお願いしたい。

2. 多様な保育サービスの推進について

延長保育や休日保育等の多様な保育サービスについては、本年1月に決定した「子ども・子育てビジョン」に基づき、平成26年度までの具体的な目標を掲げて重点的に推進しているところである。

平成22年度予算案においては、「子ども・子育てビジョン」の目標の達成に向けた必要な予算を計上するとともに、以下のとおり事業内容の見直し（改善）を図っているところであるので、積極的な取り組みをお願いしたい。

あわせて、管内市町村及び保育所が地域における多様な保育需要に対する積極的な取り組みができるよう、特段のご配慮をお願いする。

(1) 家庭的保育事業の推進について

家庭的保育事業については、児童福祉法の改正により、平成22年4月より法定化することとなり、保育者の要件を、保育士又は研修により市町村長が認めた者へ拡大するとともに、

- ① 連携保育所等による「相談、助言、巡回指導等」の保育内容の支援
- ② 家庭的保育者が休暇等で保育を行うことができない場合の「代替保育」

等について、平成21年厚生労働省令第150号「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令」により実施基準を、平成21年10月30日雇児発1030第2号「家庭的保育事業の実施について」によりガイドラインを発出したところであるので、各都道府県におかれては、各市町村あて周知方よろしくお願いしたい。

また、各都道府県に設置した「安心こども基金」において、家庭的保育事業を推進するため、家庭的保育の実施場所に係る改修費の補助を行う「家庭的保育改修事業」、家庭的保育者の研修費用の補助を行う「家庭的保育者研修事業」、自宅以外の賃貸物件により新たに家庭的保育事業を実施する場合の賃貸料補助を行う「家庭的保育賃貸料補助事業」を実施している。

さらに、平成21年10月23日緊急雇用対策本部決定における「緊急雇用対策」に基づき「NPO法人等を活用した家庭的保育の試行的事業」を実施しており、平成21年度第2次補正予算においては、安心こども基金における国庫補助率の嵩上げ条件に基づき、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館等)を活用して家庭的保育事業を行う場合の改修費、賃貸料補助の補助基準額及び補助率の引き上げを行ったところである。

加えて、平成22年度予算（案）においては、対象児童数5,000人から10,000人に拡充することとしている。

各自治体におかれては、家庭的保育事業の取組みを積極的に行われるようお願いする。（関連資料1参照）

（2）病児・病後児保育事業について

①国庫補助基準額について

本事業（病児対応型、病後児対応型）の国庫補助基準額については、平成21年度より基本分（定額補助）と加算分（利用児童数に応じた実績補助）の2階建て方式により、実施してきているところであるが、平成22年度においては、より地域の利用状況に応じた事業実施ができるよう国庫補助基準額の見直しを図ることとしたので、積極的な取組みをお願いする。

②利用料について

本事業に係る利用料については、これまで事業費の2分の1相当の額が適当であると周知している。一方、低所得者（生保世帯、市町村民税非課税世帯）に対しては、実施施設の判断により利用料の減免ができるよう、減免分についても国庫補助することとしている。以上を踏まえ、引き続き、適切な利用料の設定を行っていただくよう管内市町村及び実施施設への周知方をお願いする。

③体調不良児対応型の実施要件について

体調不良児対応型においては、予算の効率的配分の観点から、実施要綱に定める要件のほか、採択基準（国庫補助を受けるための要件）を別途定めているところであるが、平成22年度の採択基準については、次のいずれかの要件を満たす実施施設を補助対象とするので、ご留意願いたい。

<補助の要件>

- ① 看護師（保健師・助産師・准看護師を含む）を常時2名以上配置している保育所
- ② 延長保育を2時間以上実施している保育所（注1、注2）
- ③ 夜間保育所（注3）
- ④ へき地（山間地・離島・過疎地）に所在する保育所（注4）
- ⑤ 平成19年度経過措置分（旧自園型実施保育所）

- 注1 「保育対策等促進事業の実施について」（平成20年6月9日雇児発第0609001号通知）の別添6「延長保育促進事業」に定める延長保育促進事業の定義に基づき2時間以上の延長保育を実施している保育所
- 注2 公立保育所にあつては注1と同等の要件を具備する保育所であつて、市町村が適当と認める保育所
- 注3 「保育対策等促進事業の実施について」（平成20年6月9日雇児発第0609001号通知）の別添2「夜間保育推進事業」の実施要件を具備する保育所
- 注4 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第143号）第13条の2第1項の規定による特勤手当の支給を受けている官署（人事院規則9-55別表）から半径4km以内に所在する保育所

（3）延長保育促進事業について

行政刷新会議における事業仕分けの評価結果を踏まえ、これまで一般会計において実施していた延長保育促進事業については、仕事を持つ保護者向けの保育サービスである休日保育事業や夜間保育事業と同様に、平成22年度は事業主拠出金財源による児童育成事業として実施することとした。これに関連して、これまで年金特別会計児童手当勘定において実施していた一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業及び児童ふれあい交流促進事業については、保護者の就業の有無に関わらずすべての子育て家庭を対象とした事業であることも踏まえて、平成22年度は一般会計による次世代育成支援対策交付金の対象事業として実施することとしている。

このため、延長保育促進事業に係る国庫補助については保育対策等促進事業費補助金により補助することとしているので、御承知おき願いたい。（関連資料2参照）

（4）保育対策等促進事業費補助金について

保育対策等促進事業費補助金については、各事業ごとの実態を把握する必要があるので、各事業ごとに対象経費差引額と基準額を比較し、選定額等を算出することを予定しているため、予め御承知おき願いたい。（関連資料3参照）

（5）送迎保育ステーション試行事業について

平成14年度より、駅前等の利便性の高い場所に送迎保育ステーションを整備し、保育所への送迎を実施する送迎保育ステーション試行事業を行ってきた。当事業については、試行事業として開始より8年が経過したことにより、平成21年度をもって終了することとしたところであるが、安心こども基金において自宅から遠距離にある保育所でも通所を

可能とするための体制整備として平成21年度から広域的保育所利用事業を創設したので、今後はこちらの事業の活用を検討されたい。

3. 認定こども園の実施状況等について

認定こども園の認定状況については、平成18年10月1日の法律施行以来、平成21年4月1日現在で358件の認定があり、今後、2,000か所以上とすることを目標としているところである。(関連資料4参照)

各都道府県におかれては、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の施行に際しての留意事項について」(平成18年9月18日18初幼教第6号・雇児保発第0915001号)、「認定こども園制度の普及促進について(通知)」(平成21年3月31日20文科初第8100号・雇児発第0331017号)においてお願いしているとおり、利用者や事業者(施設)等の視点に立ち、認定こども園に関する窓口の一元化等、関係機関相互の密接な連携協力を図るなど、認定こども園の設置促進に向けて積極的な取組をお願いしたい。

特に、会計処理、税制上の取扱いについては、「社会福祉法人が設置・経営する認定こども園に係る会計処理の取り扱いについて」(平成19年4月6日雇児保発第0406002号)、「認定こども園の税制上の取扱いに関する留意事項について」(平成19年4月20日19初幼教第5号・雇児保発第042001号)を踏まえ、市区町村及び事業者等の制度に関する認識を深めるため、情報提供や普及啓発について、格別の配慮をお願いしたい。

なお、国においても、厚生労働省と文部科学省が連携して幼保連携推進室を設置し、認定こども園に関する照会への一元的な対応やホームページを通じた情報提供等を行っており、全国の認定こども園に関する情報や関係法令、通知等を随時掲載しているところである。各都道府県におかれては、認定予定状況をはじめ、関連する情報を幅広く提供されたい。

(参考)

- 幼保連携推進室ホームページ <http://www.youho.go.jp/index.html>
- 幼保連携推進室メールアドレス info@youho.go.jp

また、認定こども園制度の在り方に関しては、「認定こども園制度の在り方に関する検討会」が昨年3月に報告書を取りまとめ、認定こども園のさらなる推進とともに、これに当たっての課題とその解消方策、就学前教育と保育の総合的な提供の在り方等について提言を行っているところであ

る。(関連資料5参照)

さらに、昨年12月には、幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築について、平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出するとの閣議決定が行われ、これに基づき、本年1月29日に少子化社会対策会議(会長は内閣総理大臣、委員は各閣僚)において、「子ども・子育て新システム検討会議」の設置が決定されたところである。同会議においては、平成22年6月を目途に新たな制度について基本的な方向を固め、少子化社会対策会議、行政刷新会議及び成長戦略策定会議に報告することとされている。(関連資料6、7参照)

4. 保育所の規制緩和等について

(1) 地方分権改革について

昨年10月の地方分権改革推進委員会「第3次勧告」により、保育所の基準について、廃止又は条例委任するとされたことを受けて、同年12月に「地方分権改革推進計画」を閣議決定したところである。

「地方分権改革推進計画」においては、保育所の最低基準は条例で都道府県等(都道府県、政令指定都市、中核市)が定めることとし、その際、保育士の配置基準、居室の面積基準、保育の内容(保育所保育指針)、調理室などについては、国の基準と同じ内容でなければならない「従うべき基準」とし、屋外遊戯場の設置、耐火上の基準などのその他の基準については、国の基準を参考にすればよい「参酌すべき基準」とすることとした。ただし、居室の面積基準については、東京等の一部の地域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、合理的な理由がある範囲内で、国の基準と異なる内容を定めることができる「標準」とすることとした。(関連資料8参照)

これらについては、地域主権改革推進一括法案(仮称)を今通常国会に提出する予定であるが、法案の施行時期、居室の面積基準の特例の地域や期間などについては、現在検討中である。

(2) 構造改革特区について

「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」については、平成19年度、20年度に引き続き、平成21年度においても、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価が行われた。

厚生労働省の調査では、外部搬入による場合、個々の子どもの発達

段階に応じた給食の提供、当日の体調不良の場合の臨機応変の対応、食育推進の観点等から一定の課題がみられた。

しかしながら、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会による調査においては、食物アレルギー児等に対応しつつ、節減した経費で多様な保育ニーズへの対応が可能となった等の効果が発現し、また、私立保育所における外部搬入の容認を求める声も強かったとのことであった。

これらを踏まえ、本年2月4日の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会における「特区において講じられた規制の特例措置の在り方に係る評価意見」においては、結論として、地域を限定することなく全国において実施（ただし、3歳以上児に対する給食に限る。）することとされ、3歳以上児については公・私立ともに外部搬入方式を採用することを可能し、3歳未満児については、公立のみについて、引き続き特区の認定を受けた市町村に限り外部搬入方式を採用することが可能（私立は自園調理）との意見をとりまとめたところである。

今後、構造改革特別区域推進本部（本部長は内閣総理大臣、本部員は国務大臣。）により政府の対応方針が決定されることとなるが、厚生労働省としては、3歳以上児の給食の外部搬入が可能となった場合には、従来の特区認定要件を踏まえ、基準を策定し、質を担保した場合のみ実施できることとする必要があると考えている。（関連資料9参照）

家庭における食育の機能が低下している中で、保育所において乳幼児期からの適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、豊かな人間性の育成等について、しっかりと実施していくことが求められる。市町村においては、これらの観点を踏まえ、適切な給食の提供をお願いする。

5. 保育所保育指針の施行及び保育所における質の向上のためのアクションプログラムの策定について

昨年4月1日に施行された「保育所保育指針」は、①質の向上の観点から大臣告示化により最低基準としての性格を明確化すること、②各保育所の創意工夫や取組を促す観点から内容の大綱化を図ること、③保育現場で活用され、保護者にも理解されるよう、明確で分かりやすい表現を用いること、④指針と併せ、解説を作成すること、という基本的考え方を踏まえ、保育所の役割等の明確化、保育の内容（養護と教育）の充実、小学校との

連携、保護者に対する支援、計画・評価、職員の資質向上などの内容の見直しがなされたところである。

保育指針の告示化と同時に、国においては、保育指針に基づく現場での実践を支援するための行動計画（国の施策及び地方公共団体の取組が望ましい施策に関する総合的な行動計画）として、「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」（以下「アクションプログラム」という。）を策定した。

アクションプログラムにおいては、①保育実践の改善・向上、②子どもの健康及び安全の確保、③保育士等の資質・専門性の向上、④保育を支える基盤の強化の4つの柱とそのねらいを設定し、具体的に取り組むべき内容について示している。また、国が取り組むことと、各地方公共団体が取り組むことが望ましいことを示している。

国としては、このアクションプログラムに基づき、昨年3月には「保育所における自己評価ガイドライン」を、8月には「保育所における感染症予防対策ガイドライン」を策定し、各都道府県等あて通知した。また、平成22年度中に「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（仮称）」についても策定し、各都道府県等あて通知する予定としている。

アクションプログラムの実施期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間としており、既にアクションプログラムを策定している都道府県及び市町村においては計画に沿って進められるよう、未策定の自治体においては、関係者で協議して策定するようお願いしたい。

また、保育指針が児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に基づく告示となったことに伴い、保育指針の遵守状態に関する指導監査を行うこととなる。保育内容等の監査に当たっては、保育指針を踏まえた保育所の取組の過程等を尊重するとともに、行政側からの保育内容等へのアプローチや現場との対話・協議が欠かせないことに引き続き留意されたい。（関連資料10参照）

6. 保育士養成課程等検討会の検討状況について

子どもや家庭を取り巻く様々な環境の変化等に伴う子どもの育ちの課題や保護者支援の必要性など、保育所や保育士に求められる役割や機能が深化・拡大している。保育所保育指針の改定は、このような状況を背景としたものであり、今般、その改定内容を踏まえた保育士養成課程等の見直しを行うため、昨年11月より保育士養成課程等検討会を開催しているところである。

検討会においては年度内に報告書をまとめる予定であり、その報告内容

に伴い所要の通知等の改正を平成22年度早々に行う予定であるので、通知がなされた際には速やかに周知等行われるようお願いする。

7. 保育所の耐震化の促進について

保育所を利用している子どもの安心・安全を確保する観点から、保育所の建物の耐震化を図ることは重要である。全国的な取組状況をみると、保育所の耐震診断実施率は42.4%、耐震化率は63%に留まっている。

また、各都道府県等における取組は大きな格差が生じていると同時に、設置主体別の耐震化率をみると、公立保育所は60.6%、私立保育所65%となっている。これらを踏まえ、各都道府県等においては、管内市町村に対する情報提供を通じて、保育所の耐震化の推進に努められたい。

また、各地方公共団体の関係部局と連携を図り、耐震診断に要する費用については、国土交通省の「住宅・建築物安全ストック形成事業」を活用し耐震診断を着実に実施されたい。なお、この耐震診断を行う際の法人負担分の経費については、施設運営に支障のない範囲で施設会計からの支出が可能であることを申し添える。(関連資料11参照)

8. 認可外保育施設に対する指導監督について

事業所内託児施設を含む認可外保育施設の指導監督については、児童福祉法第59条及び「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日雇児発第177号)により行われているところであるが、平成19年度の認可外保育施設の点検結果においては、都道府県知事等への設置の届出等が義務づけられている施設(届出対象施設)のうち、認可外保育施設指導監督基準に適合している施設は45%(2,350か所)、届出対象施設のうちベビーホテルについては、基準に適合している施設が35%(480か所)であり、昨年度から改善したものの依然として低い水準にあるところである。

一方で、多数の死亡事故が発生しているほか、滞在期間が数年にもわたる長期滞在児の存在が明らかになるなど、認可外保育施設に対する適切かつ厳正な指導監督の徹底が改めて必要不可欠である。

このため、都道府県等においては、改めて児童福祉法及び認可外保育施設指導監督基準に基づく指導監督の徹底を図るとともに、特に改善を求め必要がある施設に対しては、

- ① 改善状況を確認するため、必要に応じて施設の設置者等に対する出頭要請や、施設に対する特別立ち入り調査を行う、
- ② 改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善の見通しが無いなどの悪質な場合には、児童福祉法第59条第3項に基づく改善勧告を行う、

等、速やかに改善がなされるよう厳格な措置を講じるなど、届出対象であるか否かにかかわらず適切な指導監督の実施をお願いします。

さらに、一昨年例にあるとおり、急な事業廃止により、保育を利用する者が緊急に他の保育手段を選ぶ必要が生じることなどによって、子どもの育ちに影響を与えるなど、不適切な事例が生じていることも踏まえ、特段のご指導をお願いしたい。

また、児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合で、あらかじめ都道府県児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続きを経ないで事業停止又は施設閉鎖を命じることができることとされており、施設の施設長や設置者が利用児童に虐待を加え、危害を及ぼしていることが明白である場合などは、こういった緊急時に該当すると想定されるので、特段の配慮をお願いしたい。